



# 熊本県公報

第 1 1 7 6 9 号

平成 21 年 1 月 6 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 内水面における漁場計画に係る漁業権の免許…………… (水産振興課) 1
  - 平成20年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領…………… (財政課) 1
- 公 告**
- 都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 16
  - 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 16
  - 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 17
  - 熊本県ホームページ広告掲載取扱業務…………… (広報課) 17

## 告 示

### 熊本県告示第1号

平成20年9月26日熊本県告示第854号で告示した内水面における漁場計画に係る漁業権について、漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、次のとおり免許した。

平成21年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の内容  
平成20年9月26日熊本県告示第854号の内容のとおり
- 2 免許の存続期間

漁場計画番号(免許番号)	存続期間
内区第1号	平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

### 3 漁業権者

漁場計画番号 (免許番号)	漁業権者	
	氏名又は名称	住 所
内区第1号	松橋小川漁業協同組合	宇城市松橋町砂川字知火場27番地2

### 熊本県告示第2号

平成20年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成20年12月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成21年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 平成20年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

平成20年度熊本県の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,745,129千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ729,996,765千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		170,463,681	△ 900,859	169,562,822
	1 自 動 車 税 自 取 得 税	4,177,799	△ 106,667	4,071,132
	2 軽油引取税	15,667,976	△ 794,192	14,873,784
2 地方譲与税		3,887,000	△ 57,585	3,829,415
	1 地方道路 譲 与 税	3,650,000	△ 57,585	3,592,415
3 地方特例 交 付 金		1,817,671	887,537	2,705,208
	1 地方税等 減収補てん 臨時交付金		887,537	887,537
4 分担金及び 負 担 金		6,819,261	50,000	6,869,261
	1 負 担 金	6,171,275	50,000	6,221,275

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 国庫支出金		100,230,481	792,834	101,023,315
	1 国庫負担金	35,658,496	35,129	35,693,625
	2 国庫補助金	63,161,510	755,491	63,917,001
	3 国庫委託金	1,410,475	2,214	1,412,689
6 繰入金		39,083,647	2,662	39,086,309
	1 基金繰入金	36,347,532	2,662	36,350,194
7 繰越金		1,549,683	298,086	1,847,769
	1 繰越金	1,549,683	298,086	1,847,769
8 諸収入		36,701,639	39,454	36,741,093
	1 受託事業収入	1,535,872	8,500	1,544,372
	2 雑入	5,373,319	30,954	5,404,273
9 県債		101,472,400	1,633,000	103,105,400
	1 県債	101,472,400	1,633,000	103,105,400
歳入合計		727,251,636	2,745,129	729,996,765

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		33,231,950	90,660	33,322,610
	1 企画費	4,262,782	90,660	4,353,442
2 民生費		73,192,712	39,410	73,232,122
	1 社会福祉費	48,719,890	26,495	48,746,385
	2 児童福祉費	20,580,677	12,915	20,593,592
3 衛生費		40,230,238	132,370	40,362,608
	1 公衆衛生費	28,676,261	132,370	28,808,631
4 労働費		1,711,263	1,614	1,712,877
	1 失業対策費	152,491	1,614	154,105
5 農 林 水 産 業 費		69,377,493	545,637	69,923,130
	1 農業費	14,633,975	245,239	14,879,214
	2 林業費	18,341,135	297,579	18,638,714
	3 水産業費	6,790,137	2,819	6,792,956
6 商工費		29,765,391	21,357	29,786,748

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 商業費	22,792,904	3,057	22,795,961
	2 工鉦業費	6,375,171	12,300	6,387,471
	3 観光費	597,316	6,000	603,316
7 土木費		103,834,867	1,848,901	105,683,768
	1 土木管理費	21,404,629	8,500	21,413,129
	2 道路橋りょう費	48,067,651	893,208	48,960,859
	3 河川海岸費	20,829,086	652,043	21,481,129
	4 港湾費	4,401,758	211,150	4,612,908
	5 都市計画費	7,215,911	84,000	7,299,911
8 警察費		42,571,334	8,045	42,579,379
	1 警察管理費	38,867,693	4,045	38,871,738
	2 警察活動費	3,703,641	4,000	3,707,641
9 災害復旧費		5,347,002	122,880	5,469,882
	1 農林水産業 災害復旧費	2,381,996	39,220	2,421,216
	2 土木災害 復旧費	2,963,560	83,660	3,047,220

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 諸支出金		40,888,314	△ 65,745	40,822,569
	1 繰出金	4,107,059	5,162	4,112,221
	2 自動車取得税 交付金	2,778,236	△ 70,907	2,707,329
歳出合計		727,251,636	2,745,129	729,996,765

第2表 繰越明許費

款	項	金額
		千円
1 民生費		446,000
	1 社会福祉費	421,000
	2 児童福祉費	25,000
2 農林水産業費		10,095,000
	1 農業費	1,381,000
	2 畜産業費	167,000
	3 農地費	3,318,000
	4 林業費	3,980,000
	5 水産業費	1,249,000

款	項	金 額
3 土 木 費		千円 33,173,000
	1 土 木 管 理 費	4,467,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	15,195,000
	3 河 川 海 岸 費	7,463,000
	4 港 灣 費	827,000
	5 都 市 計 画 費	4,890,000
	6 住 宅 費	331,000
4 警 察 費		52,000
	1 警 察 活 動 費	52,000
5 教 育 費		659,000
	1 教 育 総 務 費	11,000
	2 高 等 学 校 費	564,000
	3 特 別 支 援 学 校 費	53,000
	4 社 会 教 育 費	31,000
6 災 害 復 旧 費		3,175,000
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	1,399,000
	2 土 木 災 害 復 旧 費	1,776,000
合 計		47,600,000

## 第3表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎保守管理等業務	平成21年度 ～平成23年度	千円 408,733
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度	301,605 53,489 53,639
2 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成21年度	124,184
3 防災消防ヘリコプター運航等業務	平成21年度	398,739
4 海域水質環境調査業務	平成21年度	19,801
5 指定野菜価格安定対策資金支払保証 社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対し県の必要造成計画額の4分の1を限度とし、その不足額を補助する支払保証	平成20年度 ～平成21年度	300,000
6 道路維持費	平成21年度	30,000
7 道路新設改良費	平成21年度	959,000
8 河川改良費	平成21年度	149,000
9 砂防費	平成21年度	115,000
10 海岸保全費	平成21年度	385,000
11 港湾建設費	平成21年度	551,000
12 警察関係業務	平成21年度	462,940
13 菊池農業高校寄宿舎給食業務	平成21年度 ～平成23年度	22,896
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度	7,632 7,632 7,632



事 項	期 間	限 度 額
14 県有施設等管理業務	平成21年度 ～平成25年度	千円 756,305
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	611,737 36,142 36,142 36,142 36,142
15 給食業務	平成21年度	35,735

## 2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 情報処理関連業務	平成21年度 ～平成25年度	千円 383,762	平成21年度 ～平成25年度	千円 514,452
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	277,256 28,428 28,437 28,437 21,204	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	407,946 28,428 28,437 28,437 21,204
2 事務機器等賃借	平成21年度 ～平成27年度	955,933	平成21年度 ～平成27年度	961,873
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	228,732 202,528 202,283 202,234 117,790 1,670 696	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	229,936 203,732 203,487 203,438 118,914 1,670 696



## 平成20年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

平成20年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,623千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,894,416千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰越金	442,252	77,058	519,310
	1 繰越金	442,252	77,058	519,310
2	諸収入	2,675,580	△ 56,435	2,619,145
	1 貸付金 元利収入	2,675,580	△ 56,435	2,619,145
歳入合計		3,873,793	20,623	3,894,416

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	1,704,540	20,623	1,725,163
	1 公債費	1,704,540	20,623	1,725,163
歳出合計		3,873,793	20,623	3,894,416

## 平成20年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

平成20年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,695千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273,788千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		164,618	△ 1,740	162,878
	1 財産売払収入	164,618	△ 1,740	162,878
2 繰入金		69,652	15,435	85,087
	1 一般会計繰入金	69,652	5,162	74,814
	2 基金繰入金		10,273	10,273
歳入合計		260,093	13,695	273,788

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		260,093	13,695	273,788
	1 高等学校費	260,093	13,695	273,788
歳出合計		260,093	13,695	273,788

## 平成 2 0 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 0 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

## （繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

## 第 1 表 繰越明許費

款	項	金額
		千円
1 土木費		60,000
	1 港湾費	60,000
合 計		60,000

平成 2 0 年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 0 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		887,000
	1 流 域 下 水 道 費	887,000
合	計	887,000

平成 2 0 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 0 年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		200,000
	1 工 鉱 業 費	200,000
合	計	200,000

平成 20 年度熊本県電気事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成 20 年度熊本県電気事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 20 年度熊本県電気事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第 1 款 事 業 費	2,172,353千円	177,628千円	2,349,981千円
第 1 項 営 業 費 用	1,994,730千円	177,628千円	2,172,358千円

平成 20 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 20 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場料金徴収等業務	平成 21 年度	千円 26,307

平成 20 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 20 年度熊本県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成 2 1 年度	千円 44,928
医事業務	平成 2 1 年度	23,642
事務機器等賃借	平成 2 1 年度 ～平成 2 3 年度	16,263

公 告

熊本県公告第 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 1 年 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字宮ノ上 3 8 0 番、同 3 8 1 番及び同 4 0 1 番の一部  
3, 0 2 8. 5 2 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市健軍二丁目 1 8 番 2 6 号  
熊本入大株式会社

熊本県公告第 2 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。  
平成 2 1 年 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第 1 0 4 0 号	炭酸カルシウム肥料	20.0炭酸苦土石灰	アルカリ分 : 58.0 く溶性苦土 : 20.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目 7 8 番地	平成 2 6 年 1 2 月 6 日
熊本県肥 第 1 0 4 1 号	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰	アルカリ分 : 56.0 く溶性苦土 : 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目 7 8 番地	平成 2 6 年 1 2 月 6 日
熊本県肥 第 1 0 4 2 号	炭酸カルシウム肥料	6.0炭酸苦土石灰	アルカリ分 : 56.0 く溶性苦土 : 6.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目 7 8 番地	平成 2 6 年 1 2 月 6 日
熊本県肥 第 1 0 4 3 号	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 : 53.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目 7 8 番地	平成 2 6 年 1 2 月 6 日



熊本県肥 第 1 3 0 3 号	炭酸カ ルシウ ム肥料	8.0粒状 炭酸苦 土石灰	アルカリ分 : 55.0 く溶性苦土 : 8.0	その他の制限 事項は、公定規 格のとおり。	白雲石工業株式 会社 兵庫県尼崎市元 浜町四丁目 7 8 番地	平成 2 6 年 1 1 月 9 日
熊本県肥 第 1 3 0 4 号	炭酸カ ルシウ ム肥料	5.0炭 酸苦土 石灰肥 料	アルカリ分 : 55.0 く溶性苦土 : 5.0	その他の制限 事項は、公定規 格のとおり。	白雲石工業株式 会社 兵庫県尼崎市元 浜町四丁目 7 8 番地	平成 2 6 年 1 1 月 9 日
熊本県肥 第 1 3 7 7 号	副産植 物質肥 料	発酵副 産肥料 1 号	窒素全量 : 1. 0 加里全量 : 1 1. 0	該当なし。	チッソ旭肥料株 式会社 東京都文京区後 楽一丁目 7 番 1 2 号	平成 2 7 年 1 月 9 日

**熊本県公告第 3 号**

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定による届出があつたので、次のとおりその概要を公告する。

平成 2 1 年 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
H I T O Y O S H I R E X  
人吉市宝来町字下町 1 2 9 3 番ほか
- 2 大規模小売店舗の設置者

承継前	承継後
株式会社オフィスバークレー 代表取締役 林 義博 熊本市尾ノ上一丁目 6 番 1 3 号	有限会社林商店 代表取締役 林 文男 福岡県久留米市野中町 1 2 1 8 番地 1

- 3 承継された大規模小売店舗の店舗面積  
4, 7 7 4 平方メートル
- 4 承継年月日  
平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日
- 5 承継の理由  
建物譲渡のため
- 6 届出年月日  
平成 2 0 年 1 2 月 5 日

**熊本県公告第 4 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 2 1 年 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
熊本県ホームページ広告掲載取扱業務
  - (2) 委託業務の内容  
熊本県ホームページへの有料バナー広告掲載に係る広告の募集等
  - (3) 委託業務の詳細  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (4) 委託期間  
平成 2 1 年 3 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
  - (5) 入札方法
    - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）の規定を準用する。
    - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

- エ 入札保証金は、免除する。
- 2 入札に参加できる者
  - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に關する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目の広報・広告業務（企画・制作）に登録された者であること。
  - なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 6 の（4）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 平成 20 年 12 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでおり、実績があること。
  - (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法
    - 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
    - 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
    - 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
    - 電話 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
    - 平成 21 年 1 月 6 日（火）から平成 21 年 1 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
    - をただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
  - 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間
    - 平成 21 年 1 月 6 日（火）から平成 21 年 1 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
  - (2) 提出場所
    - 5 に記載のとおり
  - (3) 提出方法
    - 5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知
    - 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
  - 熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館 4 階）
  - 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
  - 電話 096-333-2027
- 6 入札手続等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
    - 5 に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
    - ア 交付期間
      - 平成 21 年 1 月 6 日（火）から平成 21 年 1 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
    - イ 交付場所
      - 5 に記載のとおり
  - (3) 入札説明会の日時及び場所
    - ア 日時
      - 平成 21 年 1 月 8 日（木）午前 11 時から
    - イ 場所
      - 熊本県庁行政棟新館多目的 A V 会議室
  - (4) 入札及び開札の日時及び場所
    - ア 日時

- 平成21年1月28日（水）午前11時から
- イ 場所  
熊本県庁行政棟本館801会議室
- (5) 入札書の提出方法  
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成21年1月27日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 記名押印を欠く入札  
エ 金額を訂正した入札  
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ 明らかに連合によると認められる入札  
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 2以上の意思表示をした入札
- ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (3) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格を上回る最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (4) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (5) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。